

佐賀県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により同法による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成二十三年十月四日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	指定年月日
井本整骨院	小城市三日月町久米二〇七九番地一	平成二二・八・三〇
りんく整骨院	鳥栖市弥生が丘四丁目三七番地	平成二二・七・二九
ささき整骨院	唐津市東城内一六番一号 メリービル一〇一	平成二二・七・三〇
中村鍼・灸マツサー ジサロン	伊万里市新天町中井樋七〇七番地一	平成二二・八・一八
癒楽治療院	西松浦郡有田町原明甲二一八四番地二	平成二二・八・一八
力治療院	唐津市高砂町一六九九番地六ア一サー唐津ファーストステージ六〇二号	平成二二・八・二六
日本ウェルフェアサ ポート協会コム設 立準備室	佐賀市南佐賀一丁目一三番一―一〇二号	平成二二・八・三〇
からだ屋本舗整骨院	鳥栖市布津原一四番地一	平成二二・九・一